

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成29年7月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	大塚地区	平成26年2月14日
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	白鹿池地区	平成29年6月5日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	羽間下池地区	平成29年6月5日
高松市太田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	蓮池地区	平成29年6月5日
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	並松地区	平成29年6月5日
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道事業)	くろごう地区	平成29年6月5日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	道池地区	平成29年6月5日
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	香伯木太頭首工地区	平成29年6月5日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	八幡地区	平成29年6月5日